



今月のテーマ **軽減税率対策補助金について**

来年 2019 年 10 月 1 日より消費税率が現行の 8%から 10%に引き上げられます。これと同時にいわゆる軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度とは簡単に言えば、生活必需品と嗜好性の高い品目とを区分して、それぞれに対して異なる消費税率を適用する制度です。そのためその両方を販売している店舗について、異なる消費税率を管理することができるレジを用意する必要があります。この新しいレジを用意するための費用の一部を補助してくれる制度があることをご存知でしょうか。今回は軽減税率対策補助金について簡単にご紹介します。(詳細 HP は[こちら](#))

1. 補助金の種類

軽減税率制度の導入に当たり、複数の税率に対応するレジの導入等に対して補助金の受給を受けることができます。

類型	補助の対象となる行為
レジ・導入型	複数税率に対応するPOS機能のないレジを導入する
レジ・改修型	POS機能のないレジを複数税率に対応させるために改修する
モバイルPOSレジシステム	複数税率に対応したタブレットやスマートフォンなどを導入する
POSレジシステム	POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する

※POSレジシステムとは、販売時点の情報を収集管理することができる高性能キャッシュレジスターをいいます。

2. レジ・導入型のケース

上記 1 にあるように補助金を受給することができるケースは 4 つありますが、今回はレジ・導入型を中心に説明します。

(1) 申請者

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率に対応する POS 機能のないレジを導入する必要がある等の要件を満たす中小企業や小規模事業者等が補助金の受給に関する申請をすることができます。

(2) 補助対象機器等

対象となるレジは、次の要件を満たしたもので、事前に指定されたメーカーにより事務局に登録されたものとなります。対象となるレジかどうかの確認は[こちら](#)で検索することができます。

- ① 異なる消費税率ごとの売上額の合計を計算して表記する機能
- ② 軽減税率の対象製品である旨を表記するなど一定の請求書等を発行することができる機能

(3) 補助対象経費

補助の対象となる経費は右図のように決められていますので、例えば導入後に使用することが見込まれる消耗品を導入時に大量購入したとしても、その分の経費は補助金の対象外になってしまう点に注意が必要です。

区分	補助対象経費の範囲
1.レジ本体機器	補助対象機器等の導入費用
レジ付属機器等 (*1)	レジ本体機器と併せて導入・設置する次に掲げるレジ付属機器の費用 バーコードリーダー、キャッシュドロア、クレジットカード決済端末(注)、電子マネーリーダー、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ(*2)
レジ専用ソフトウェア等(*3)	レジ専用ソフトウェア、サーバ、ルータ
2.設置に要する経費	商品マスタ設定費、レジ運搬費、設置に要する経費

図は軽減税率対策補助金事務局 HP より

(4) 補助率と上限

上記(3)の補助対象経費について全額が補助金の対象とはなりません。機器の導入と設置、導入する機器の台数や金額によって、実際にかかった経費の何割を補助されるかは右図のように決められています。また、1つの事業者が受給できる補助金の上限額は 200 万円となっています。

区分	補助率	補助金上限額
1.レジ本体機器	レジ1台のみと付属機器等を導入した場合で、その合計額が3万円未満の場合 3/4 (*2)	1台あたり 上限20万円 (*1)
レジ付属機器等	レジを2台以上またはレジ1台のみと付属機器の合計額が3万円以上の場合 2/3	
レジ専用ソフトウェア等		
2.設置に要する経費	2/3	導入するレジの台数× 20万円が上限

3. 補助金を受給した場合の圧縮記帳

補助金を受けた場合、その補助金は利益として課税されます。しかし受け取った補助金は導入費用や改修費用として既に支出しているため、補助金相当額に対応する税金が発生すると資金繰りに影響を及ぼす場合があります。そこで所定の方法で算出した金額を損失に計上することで、その利益を圧縮する圧縮記帳という特例の適用を受けることもできます。

なお、損失に計上した金額は導入したレジの取得価額からマイナスされますので、結果として減価償却費がその分少なく計上されることとなります。また損失をマイナスすることで取得価額が 30 万円未満となった場合には、他の条件を満たす限り、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用することができます。